

佐賀県規則第1号

佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立図書館の管理に関する規則（令和2年佐賀県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 好生館分室の利用時間は、<u>午前8時30分から午後5時30分</u>までとする。</p> <p>(休館日等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 好生館分室の休室日は、前項各号に定める日<u>及び日曜日</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 好生館分室の利用時間は、<u>午前9時から午後5時</u>までとする。</p> <p>(休館日等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 好生館分室の休室日は、前項各号に定める日、<u>土曜日、日曜日及び休日（1月1日を除く。）</u>とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。